

**経済産業省**

Ministry of Economy, Trade and Industry

[令和6年5月28日] 火薬類取締法の適用を受けない火工品の指定に伴う告示改正について(着衣型エアバッグほか)

本件の概要

2024年5月28日

これまで火工品として火薬類取締法の規制を受けていた「着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器」及び「電路を短絡させるアクチュエーター」について、2024年2月27日に火工品検討WGを開催し、適用除外火工品審査実施要領（内規）（20140206商局第1号）に基づき審査を行ったところ、一定の要件下においてその安全性が確認され、火薬類取締法の適用除外の対象としても特段の問題が無い旨の評価を得たことから、当該製品について、火薬類取締法の適用を受けない火工品として指定する告示の改正を行いました。

[火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（経済産業省告示第九十号）（PDF形式：61KB）](#) 

[第10回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 火薬小委員会 火工品検討ワーキンググループ](#) 

お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付

TEL 03-3501-1870

○経済産業省告示第九十号			
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正する。			
令和六年五月二十八日		経済産業大臣 齋藤 健	
次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			
改正後	一、四十二 〔略〕 四十三 着衣型エアバッグガス圧力容器封板せん孔器であつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一七グラム以下であること。 ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、圧力容器の封板をせん孔することにより、ガスを放出させる構造であること。 ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。	改正前	一、四十二 〔略〕 〔新設〕
		〔新設〕	
		ヘ 作動後の押出ピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。	
		四十四 電路を短絡させるアクチュエーターであつて、次の要件を満たすもの イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・三三五グラム以下であること。 ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、電路を短絡させる構造であること。 ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。 ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。 ホ 火薬の爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。 ヘ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。	
備考 表中の「」は注記である。		〔新設〕	
附則			
（施行期日） この告示は、公布の日の翌日から施行する。 （罰則に関する経過措置） この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。			